
論 説

ファクタリングを装う違法な貸付けについて

—— 給与ファクタリング・事業者向け ファクタリングを中心に

深 川 裕 佳

- I. はじめに
- II. 給与ファクタリングの裁判例に関する検討
 - 1 前提となる議論の状況
 - 2 貸金業法 42 条 1 項による契約の全部無効
 - 3 被害者救済と損益相殺(的処理)の可否
 - 4 検 討
- III. 事業者向けファクタリングの裁判例に関する検討
 - 1 有効な事業者向けファクタリング (真正売買による債権譲渡)
 - 2 金銭の貸付けとされる事業者向けファクタリング
 - 3 検 討
- IV. ファクタリングの法的性質
- V. おわりに

I. はじめに

近年、金融庁が「ファクタリングに関する注意喚起」¹⁾として、違法な貸付けに当たる「給与ファクタリング」及び「事業者向けファクタリング」と

1) 金融庁のホームページ「ファクタリングに関する注意喚起」<<https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>> [2022年1月6日確認]を参照。ここでは、ファクタリングとは、「事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス(事業者の資金調達の一手段)であり、法的には債権の売買(債権譲渡)契約」であるとされている。

呼ばれる取引を利用しないように注意する旨の警告を発している（給与ファクタリングについては同様の警告が消費者庁や警視庁からも出されている）。

これらの取引は、いずれも、売買による債権譲渡（ファクタリング）の形式でなされる。給与ファクタリングは、給与ファクタリング業者と個人（労働者）との間でなされる給与債権を目的とする売買であり、事業者向けファクタリングは、ファクタリング業者と中小企業との間でなされる売掛代金債権等を目的とする売買である。しかし、本稿において紹介するように、裁判例によれば、いずれについても、表示の上では売買であっても、実質的には金銭の貸付けと同様の機能を有するものとして、利息制限法や貸金業法、出資法による高利規制の対象となり得る。

そこで、問題は、売買との表示にもかかわらず、金銭消費貸借及びそのための担保としての債権譲渡（に類似した取引）として評価されるのは、どのような事情が認められる場合かということである。このことを明らかにするために、本稿では、給与ファクタリング及び事業者向けファクタリングに関する近年の裁判例を検討する。

以下では、まず、(II) 給与ファクタリングに関する裁判例を検討し、つぎに、(III) 事業者向けファクタリングに関する裁判例の動向を紹介して違法な貸付けに当たる場合の規制について検討したうえで、(IV) ファクタリングが金銭の貸付け及びそのための担保に当たるとされる事由について検討して、その法的性質を明らかにするための基準を探る。

II. 給与ファクタリングの裁判例に関する検討

1 前提となる議論の状況

給与ファクタリングとは、インターネット広告等を利用して、給与債権を買い取る、借金ではない等と宣伝して、個人（労働者）から給与債権を買い取り、その代金名目で、手数料を差し引いた金銭を支払い、最終的には、譲

渡人である個人（労働者）から金銭を回収するというものである。これは、生活困窮につけこみ、高額な手数料をとったり、違法な取立てを行ったりしていることが社会問題にもなっており²⁾、警察による取締りの対象にもなっている³⁾。

金融庁は、後述2に紹介する給与ファクタリングに関する裁判例が出される前に、一般的な法令解釈に係る書面照会手続による回答（令和2年3月5日付⁴⁾）によって、給与ファクタリング業者が貸金業法上の登録が必要な貸金業者に当たることを公表していた。すなわち、個人（労働者）が使用者に対して有する賃金債権については、労基法24条1項の適用によって、使用者は直接労働者に支払わねばならず、その賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されないとの同法の解釈を前提にすると、給与ファクタリングは、「賃金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、賃金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能を有しているものと考えられることから、貸金業法……第2条第1項の『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法』に該当する」ものであり、このスキームを業として行う者は、「同項の『貸金業』に該当すると考えられる」というのである。

2) 衆議院ホームページ「ファクタリングの法規制に関する質問主意書（令和2年9月16日提出）」<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a202017.htm> 及び「衆議院議員丸山穂高君提出ファクタリングの法規制に関する質問に対する答弁書（令和2年10月2日）」<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b202017.htm> [2022年2月16日確認]。

3) 警視庁のホームページ<<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/yamikin/kyuyofakuta.html>> [2022年1月8日確認]。

4) 金融庁のホームページに掲載された「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を参照。照会文書<<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02a.pdf>> 及び回答文書<<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>> [2022年1月8日確認]。

2 貸金業法 42 条 1 項による契約の全部無効

A [1] 東京地判令 2・3・24 金法 2153 号 64 頁及び東京地判令 2・3・24 判時 2470 号 47 頁, 金法 2153 号 64 頁

[1] 東京地判令 2・3・24 (金法 2153 号 64 頁。以下、「①事件」という。) 及び東京地判令 2・3・24 (判時 2470 号 47 頁, 金法 2153 号 64 頁。以下、「②事件」という。)⁵⁾ は, 給与ファクタリングの無効について判断した初めての裁判例であると思われる。事案は二つの事件に共通点が多く, 担当裁判官も同じであるので, 以下にまとめて紹介する (①事件の被告は Y1, ②事件の被告は Y2 とし, 両者を含めるときには Y とする)。

【事実の概要】 X は, 給与ファクタリング業者であり, 貸金業法 3 条 1 項所定の登録を受けていない。Y は, インターネット上の X のウェブサイトの問合せフォームを利用して, 給与債権の買取りの取引を申し込んだ。これと同日に, X は, Y と電話で話をし, 健康保険証及び 3 か月分の給与支払明細書の画像を送信させた。X と Y は, X によって作成された「お給料債権譲渡の基本契約書」と題する契約書によって, ① X が Y から給与債権買取りの申込みを受け, 買取代金を Y に送金すると給与債権の売買契約が成立すること, ② 振込手数料は Y の負担となること, ③ Y は債権譲渡の対抗要件具備のための債務者への通知を X に委任すること, ④ 給与債権が債務者の責めに基づく理由で取立不能になった場合の危険は X が負担することが定められている。この基本契約に基づいて, それぞれの事件において, 以下のようにして, 問題となる給与債権譲渡がなされた (以下、「本件債権譲渡」という)。

①事件では, 平成 31 年 3 月 11 日に, XY1 間で, 「お給料債権ご売却申込書」と題する書面が取り交わされ (同書面には, 債権譲渡通知を給与支給日の午前

5) 両判決については, 深川裕佳「判批」リマックス 64 号 (日本評論社, 2022 年) 22-25 頁において検討を行った。

中まで保留する旨の申入れが記載されている。), 同月 15 日を弁済期とする Y1 の同年 2 月分の給与債権のうち 7 万円を X が 4 万円で購入する旨の債権譲渡契約が締結され, これに基づいて, X は, 同月 11 日, Y1 に対して, 振込手数料を控除して 3 万 9676 円を支払った。X は, 同月 16 日, 債務者である A 社に債権譲渡通知を送ったが, 同社は, 給与は, Y1 に直接全額支払うと回答した。Y1 は, 同月 26 日, X に対して, 4 万 5000 円を支払った。

②事件では, X と Y2 との間で, 「お給料債権ご売却申込書」と題する書面が取り交わされ(同書面には, 給与支給日の午前中までは債権譲渡通知を保留することを申し入れ, それまでに給与債権の額面額による買戻しを検討する旨が不動文字で記載されている。), 同一内容の書面によって複数回給与債権譲渡(6 万 3000 円から 6 万 5000 円の範囲の給与債権を 4 万円で買取り)と買戻しが行われていたところ, Y2 は, 令和元年 7 月 22 日, X に対し, 翌 8 月 15 日を支給日とする給与債権のうち 6 万 3000 円の部分を代金 4 万円で譲渡した。X は, 振込手数料を控除して譲渡当日に 3 万 9676 円を支払った。X は, 同月 7 日, Y2 から本件取引に係る債権譲渡契約は無効であると主張する通知を受け取り, 債務者である B 社に債権譲渡通知を送ったが, 同社は, 給与は Y2 に直接全額支払うと回答した。

そこで, X は, 譲渡した給与債権の買戻合意に基づく買戻金請求として, 又は, 同債権につき債務者から受領した給与金の引渡請求として, ①事件においては, Y1 に対して, 2 万 5000 円及び遅延損害金の支払いを, ②事件においては, Y2 に対して, 6 万 3000 円及び遅延損害金の支払いを求めた。

【判旨】 請求棄却。まず, いずれの事件においても, 給与ファクタリングと呼ばれるのは, 「① X が Y の有する給与債権の一部を額面額から 4 割程度割り引いた代金額 4 万円で買い取って譲り受け, 同額から振込手数料を差し引いた金額を Y に交付し, ② Y は給与支給日に, X に対して譲渡債権の額面額を支払うという取引」である(以下, 本件債権譲渡契約に係る取引を「本件取引」という)。これに付随して, ③ Y は X に本件債権譲渡に係る通知を委任するが, その通知を給与支給日(振込日)の午前中まで保留することも合意

されていた。

つぎに、Xの請求のうち、譲渡した給与債権の買戻合意に基づく買戻金請求について、Xの主張する買戻合意を認めるに足りる証拠はないものの、給与債権は直接労働者にその全額を支払わなければならない旨を規定する労基法24条1項を前提にすると、Yが譲渡にかかる給与債権の支払いを受けた場合には当該債権は消滅するので、「Xの主張する買戻合意を、Yが譲渡に係る給与の支払を受けた場合にYが譲渡債権の額面額を支払う合意と解すれば、Xは、上記支払合意に基づく請求をしているものと解することができる」が、「このような支払合意を要素とする本件取引の有効性については、別途問題になる」。

また、Xの請求のうち、譲渡した給与債権につき債務者から受領した給与金の引渡請求について、「労働者の給与債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないこと（最高裁昭和43年3月12日第三小法廷判決・民集22巻3号562頁参照）からすれば、給与債権の譲受人が譲渡人に対して、譲渡された給与債権の受領について不当利得として額面額の返還を求め得る可能性はあるが、XがYに「不当利得の返還を請求する場合であっても、本件取引自体の有効性が問題となる」。

そこで、本件取引の有効性について、以下のように検討する。貸金業法及び出資法の趣旨に照らして、「金銭消費貸借契約とは異なる種類の契約方法が用いられている場合であっても、金銭の交付と返還約束を主たる内容とするもの、すなわち、契約の一方当事者の資金需要に応えるため、一定期間利用後の返済を約して他方当事者が資金を融通することを主目的とし、経済的に貸付けと同様の機能を有する契約に基づく金銭の交付については、前記各条〔貸金業法2条1項本文、出資法7条〕の『これらに類する方法』に該当する」（〔 〕内は筆者挿入）。前掲・最判昭43・3・12を前提にすると、「Xのように、労働者である顧客から給与債権を買い取って金銭を交付した業者は、常に当該労働者を通じて譲渡に係る債権の回収を図るほかないことになる。このような給与ファクタリングを業として行う場合においては、業者から当該労働者

に対する債権譲渡代金の交付だけでなく、当該労働者からの資金の回収が一体となって資金移転の仕組みが構築されている」。前述の通り、Yらの買戻義務は明確に定められていないが、Yは、譲渡した給与債権の支給日（振込日）には、「受領した給与の中から、譲渡債権の額面額を支払うことが当然の前提とされていた」。このことは、Xによる厳しい取立て等からも裏付けられる。また、Xは、債務者の破綻等による不払いの危険を負担しているために債権の売買契約であって、消費貸借契約ではないと主張するものの、給与債権については債務者である使用者からの回収リスクが極めて小さく、また、使用者が破綻等すれば被用者からの回収も見込めなくなるから「実態としても被用者に対する通常の金銭消費貸借による貸付けとは異なる危険を負担しているとはいえない」。したがって、本件取引のような給与ファクタリングの仕組みは、経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有するものと認められ、本件取引における債権譲渡代金の交付は、『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法』による金銭の交付であり、貸金業法や出資法にいう『貸付け』に該当する。」そこで、「Xは、業として『貸付け』に該当する給与ファクタリング取引を行う者であるから、貸金業法にいう貸金業を営む者に当たる」。①事件については、「年1840%を超える割合による利息の契約をした」ものであり、また、②事件については、「年850%を超える割合による利息の契約をした」ものであり、いずれも「貸金業法42条1項の定める年109.5%を大幅に超過するから、本件取引は同項により無効であると共に、出資法5条3項に違反し、刑事罰の対象となる」。「したがって、XY間の本件取引が有効であることを前提として、譲渡債権に係る給与を受領したYに対して、譲渡債権の額面額を支払う合意の履行を求めたり、譲渡債権の額面額を不当に利得したとして、不当利得の返還を求めるXの請求は、その前提を欠くものであって、理由がない」。

B [2] 東京地判令 2・12・22 LEX/DB 文献番号 25587127

その後も、給与ファクタリング業者が原告となって、給与債権譲渡人であ

る個人（労働者）に対して、譲渡給与債権額の支払いを求める訴えが提起されている。

つぎに紹介する[2]東京地判令 2・12・22（LEX/DB 文献番号 25587127）は、貸金業法 42 条 1 項だけでなく、暴利行為として民法 90 条により給与ファクタリングが無効であると判示するとともに、このような無効原因からすれば、民法 708 条も適用されるとする点で注目される。

【事実の概要】 債権買取業等を営む株式会社 X（貸金業法に基づく登録を受けていない。）と Y は、令和元年 6 月 14 日、X を譲渡人、Y を譲受人として、Y が派遣社員登録を行っていた A 社に対して有する令和元年 7 月分の給与債権のうち 9 万 3000 円部分（以下、「本件譲渡債権」という。）を、譲渡代金 4 万 8000 円で譲渡し（以下、「本件債権譲渡契約」という。）、X は、同日、Y に対し、同代金を支払った。しかし、Y が勤務先から給与の支払いを受けたのにこれを X に給付しないとして、X は、Y に対し、主位的に、債権譲渡契約に基づき、譲渡給与相当額 9 万 3000 円の支払いを求め、予備的に、仮に同契約が無効であった場合でも代金相当額 4 万 8000 円の不当利得に基づく返還又は不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めるなどした。

【判旨】 請求棄却。「本件債権譲渡契約が貸金業法、出資法の貸付けに該当するか否かを検討するに、……同各法が定める、金銭の貸付けを行う者が業として所定の割合を超える利息の契約をしたり、又はこれを超える利息を受領したりする行為の規制が、いわゆる高金利を取り締まって健全な金融秩序の保持に資すること等を立法趣旨としていることからすれば、当該取引に金銭消費貸借契約とは異なる種類の契約方法が用いられている場合であっても、金銭の交付と返還約束を主たる内容とするもの、すなわち、契約の一方当事者の資金需要に応えるため、一定期間利用後の返済を約して他方当事者が資金を融通することを主目的とし、経済的に貸付けと同様の機能を有する契約に基づく金銭の交付については、同各条項の『これらに類する方法』に該当するというべきである。」「本件債権譲渡契約は、① X が Y の有する給与債権の一部を額面額から 5 割弱程度割り引いた代金額で譲り受け（

条), 同額を Y に交付し, ② Y は買戻しの予定日まで X から本件譲渡債権を買い戻すことができ (3 条 3 項), ③ Y は X に本件債権譲渡契約に係る通知を委任し, その通知の内容と時期は X が決定するが, 買戻しの予定日まで対抗要件の具備を留保することが合意されている (3 条 1 項)。」前掲・最判昭 43・3・12 を前提にすると, 「本件債権譲渡契約では, X は, A 社から本件譲渡債権を回収することは期待できず, Y からの申し出により本件譲渡債権の買戻しを受ければもちろんのこと, そうでなくても, 常に Y を通じて本件譲渡債権の回収を図るほかないことになる。……したがって, 本件債権譲渡契約は, 経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の機能を有するものと認められ, 本件債権譲渡契約における譲渡代金の交付は, 『手形の割引, 売渡担保その他これらに類する方法』による金銭の交付であり, 貸金業法や出資法にいう『貸付け』に該当する。」「X は, ……貸金業法にいう貸金業を営む者に当たるとともに, 本件債権譲渡契約は, 出資法 5 条 3 項の金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合に当たる。」本件債権譲渡契約は, 年利約 1605 パーセントにのぼり, これは, 貸金業法 42 条 1 項及び暴利行為として民法 90 条により無効であると共に, 出資法 5 条 3 項により刑事罰の対象となる。また, 「本件債権譲渡契約の無効原因からすれば, X が交付を受けた譲渡代金相当額は不法原因給付 (民法 708 条本文) と認められ, Y はその返還義務を負わない。」

C [3] 東京地判令 3・1・26 金法 2171 号 78 頁

そして, [3] 東京地判令 3・1・26 (金法 2171 号 78 頁) は, 以下に紹介するように, 給与ファクタリングの法的性質を「給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり, 貸金業法上の『貸金業』を営む者が行う『貸付け』に該当する」と述べており, ここまでに紹介した裁判例[1]及び[2]よりも踏み込んだ性質決定を行っているようにみえる。

【事実の概要】 ファクタリング業を営む X (貸金業法に基づく登録を受けていない。) は, インターネットのホームページにおいて, 勤務先に知られずに資

金調達ができるメリットを強調して、給与ファクタリングの広告を掲示しており、Yは、令和元年7月23日、その勤務先に対して有する令和元年8月分の給与債権（額面額20万円）のうち10万円分（以下、「本件給与債権」という。）を6万円でXに買い取ってもらうことを合意した。この際、XとYは、「お給料債権ご売却申込書」を作成しており、同書面には、売却条件として、債務者への通知を保留し、Yが給料債権を額面額にて買い戻すことを検討する旨が不動文字で印刷されていた。Yは、令和元年8月21日までに、勤務先から譲渡債権に係る給与全額の支給を受けたが、Xには一切支払いをしなかった。そこで、Xが、Yに対し、Yが譲渡に係る給与債権全額の支払いを受けたにもかかわらず、受領額のうち10万円をXに引き渡さないと主張して、債権譲渡契約に由来する受取物引渡請求権に基づき、10万円及び遅延損害金の支払いを求めた。

【判旨】 請求棄却。前掲・最判昭43・3・12に照らすと、譲渡された給与債権の「回収は、必然的に、給与債権をX〔給与ファクタリング業者〕に譲渡しつつ、当該給与債権の支払を勤務先から直接受ける権利を保障された給与債権の譲渡人であるYを通じて行われる仕組みになる。……法形式としては債権譲渡（売買）の形態を採りつつも、実際には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間でのみ金銭の移転（給与債権の買取金額の支払及び当該給与債権の弁済金の譲受人への交付）が発生し、譲渡人が資金を拠出して譲り受けた給与債権の回収を労働者である譲渡人を通じて行うことを当然に予定する仕組みとなっている点において、実質的には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間における金銭消費貸借取引に類似する面がある」（〔 〕内は筆者挿入）。また、「いずれもXと取引をした労働者が、所定の債権譲渡通知期限が到来するまでに、譲渡に係る給与債権の額面に相当する金額（Xから交付を受けた買取金額に、一定の金額を上乗せしたもの）をXに支払うことを事実上義務付けられているという点で、返済期限と利息の合意のある金銭の交付の実質を有しており、給与債権を事実上の担保とした金銭消費貸借取引に類似する面がある」とする。このような「本件契約の実質的には金銭消費貸借取引に類

似する要素に鑑みれば、Xにおける給与債権を事実上の担保とした金銭の交付は、経済的機能として、Xの労働者に対する給与債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資金移転の仕組みが構築されたものと捉えることができ、「売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」に相当するから、「本件契約は、実質的にはXとYの二者間における給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、貸金業法上の『貸金業』を営む者が行う『貸付け』に該当すると解するのが相当である」。Xは、譲渡に係る給与債権の未払いの危険をXが引き受けているなどの点において、金銭消費貸借契約とは本質的に異なるものであると主張するが、Yを通じて回収するしか方法がないことからすると、「Xが最終的に無資力の危険を負担する相手は、結局は使用者から譲渡に係る給与債権の弁済を直接受ける権利を保障された給与債権の譲渡人である労働者（Y）に尽きるというほかなく、これはまさしくXY間の金銭消費貸借取引に符合する特質であるといわなければならない」ことから、本件契約は「金銭消費貸借契約である」。よって、債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権はそもそも成立し得ない。しかも、本件契約では、「貸金業法及び出資法上の規制利率である年109.5%の7倍以上にも達する年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約」であって、「貸金業法42条1項により契約自体が当然無効となるのみならず、その合意自体が強度の違法性を帯びており、公序良俗違反の程度が甚だしいものであるといわなければならない」。そうすると、「本件契約においては、金銭消費貸借契約としてXがYに対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されないし、仮にXがYに交付した貸付金元本を不当利得として返還を求めようとする場合であっても、XのYに対する6万円の交付は不法原因給付（民法708条本文）となるから、不当利得返還請求権の行使も許されないことは明らかである。」

D [4] 熊本地判令 3・4・20 LEX/DB 文献番号 25590448, 消費者法ニュース 128 号 210 頁

さらに, [4]熊本地判令 3・4・20 (LEX/DB 文献番号 25590448, 消費者法ニュース 128 号 210 頁) は, 給与ファクタリング業者 Y (貸金業法に基づく登録を受けていない。) に対して給与債権を譲渡した X が, Y に対して, 債務不存在確認及び X の Y への支払い済み金額を不当利得として返還を求めた事案について, 「Y としては, 本件各契約に基づいて譲渡を受けた給与債権について, X の使用者である本件病院に対してその支払を求めることはできず, X を通じて回収を図るほかないから, 本件各契約は, 実質的には一定の利用期間経過後に返済を約して資金を融通することを目的とするものであって, 金銭の交付と返還約束を主たる内容とする金銭消費貸借契約に該当する」し, 「本件各契約において譲渡債権の買戻しを定めた上で譲渡代金が交付されている点についても, 売渡担保その他これに類する方法によってする金銭の交付というべきであるから, 貸金業法及び出資法にいう貸付けに該当する」として, 「貸金業法 42 条 1 項及び出資法 5 条 4 項の定める年 109.5% を大幅に超過しており, 公序良俗にも違反する」ものであるとする。

3 被害者救済と損益相殺(的処理)の可否

給与ファクタリングが実質的に金銭の貸付けと同等の機能を有する契約であるのか(裁判例[1]及び[2]), 又は金銭消費貸借契約であるのか(裁判例[3]及び[4])については, 議論の余地があるにしても, 給与ファクタリングが違法であって, 無効であることについては疑義がない。そこで, この取引を行った被害者の救済をどのように図るか, 特に, 給与ファクタリング業者に対する被害者からの不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求について, 損益相殺(的処理)を行うかどうかということが問題になる。裁判例[2]及び[3]は, 給与ファクタリングによる金銭の交付が不法原因給付(民法 708 条本文)に当たることを示唆するものである。

A [5] 東京地判令 3・2・9 裁判所ウェブサイト, LEX/DB 文献番号 25571698

この点を明らかにするのが[5]東京地判令 3・2・9 (裁判所ウェブサイト, LEX/DB 文献番号 25571698) である。同判決は、以下に紹介するように、「反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、……民法 708 条の趣旨に反するものとして許されない」とする最判平 20・6・10 (民集 62 卷 6 号 1488 頁)〔三菱会事件訴訟〕を引用して、民法 708 条の趣旨に照らして、被害者からの不当利得返還請求について損益相殺ないし損益相殺的な調整を行うことを否定した。

【事実の概要】 本件は、無登録の給与ファクタリング業者 Y との間で給与ファクタリングを行った労働者 X らが、右取引に関する両者間の契約 (本件契約) は、実質的には金銭消費貸借契約であり、貸金業法の規制に抵触し公序良俗に反して無効となるから、Y は X から支払われた金員を法律上の原因なく利得していると評価できる一方、X から Y に対して交付された金員については不法原因給付として X には返還義務がないと主張して、Y に対し、不当利得返還請求権に基づき、X が Y に支払った金員の支払いを求めた。

【判 旨】 請求認容。「貸金業法や出資法による利息規制が、いわゆる高金利を取り締まって健全な金融秩序の保持に資すること等を立法趣旨としていることからすれば、金銭消費貸借契約とは異なる種類の契約方法が用いられている場合であっても、主に資金の融通を目的として行われ、金銭の交付と返還約束を主たる内容とし、経済的に貸付けと同様の機能を有する契約に基づく金銭の交付については、貸金業法 42 条 1 項、出資法 7 条にいう『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法』によってする金銭の交付に該当し、上記各条の規制を受けると解すべきである」。本件契約では、「X らを

通じて譲渡対象となる給与債権の回収を図ることが契約締結当初から Xらと Yとの間で想定されていたと認められる」ことから、Xらと Yの間で締結された本件契約は、Xらからの資金の回収が、契約の要素を構成するものであり、Yの Xらに対する債権譲渡代金としての金員の交付と Xらの Yに対する債権の額面額としての金員の支払いとを要素とするもので、経済的には貸付けによる金銭の交付及び返還の約束と同様の機能を有するものと認められる。そこで、これらに基づいて行われた Yによる債権譲渡代金としての金員の交付は、貸金業法及び出資法にいう「貸付け」に当たる。

そのうえで、裁判所は、Xらと Yの間で行われた各取引について、貸金業法及び出資法所定の計算方法により年利率を計算すると、少なくとも年 250 パーセントを超える割合による利息の契約をしたことになり、貸金業法 42 条 1 項により無効であるとともに、出資法 5 条 3 項に違反し、刑事罰の対象となるものであるとして、前掲・最判平 20・6・10 を引用し、「債権譲渡契約に名を借りた著しく高利の貸付けにより、Xらから違法に金員を取得し、多大な利益を得るといふ反倫理的行為を目的として、Yから Xらに対して貸付けとしての金員が交付されたというのであるから、上記の金員の交付によって Y が得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として Xらの請求額から控除することは許されない」と述べ、Xらの請求を全額認容した。

B [6] 東京地判令 3・3・22 LEX/DB 文献番号 25589311

つぎに、[6]東京地判令 3・3・22 (LEX/DB 文献番号 25589311) は、以下のよう
に述べて、給与ファクタリングの被害者の損害賠償請求について、民法 708
条の趣旨に照らして、損益相殺を否定した。

【事実の概要】 X と Y1 (給与ファクタリングを業として営む株式会社であり、貸金業の登録を受けていない。) は、平成 31 年 3 月 8 日、給与債権の買取りに関する基本契約を締結した。この契約は、X が、Y1 に対し、次回の給料日に買戻しをする権利を留保したうえで、2 か月先以降の給与債権を譲渡し、仮に、

次回の給料日において買戻しが行われない場合は、譲渡対象債権の債務者である X の勤務先に対し債権譲渡通知を発送し、譲渡された給与債権について Y1 が勤務先から回収するというものであった。X は、この基本契約に基づいて、Y1 に対し給与債権を譲渡し Y1 から代金名目の金銭を受領した後、同債権を買い戻すために買戻金を支払うという取引を繰り返していた。なお、個別の給与債権の売却申込書の記載例を示すと思われる書面には、「売却の条件」として、「勤務先である債務者へのご通知は、……日午前中まで保留願います。それまでに、給料債権を額面額にて買い戻すことを検討します。」との記載がある。X は、Y1 社と行った給与ファクタリングについて、これが暴利行為であり不法行為に当たるとして、Y1 及びその代表者 Y2 に損害賠償を求めた（第 1 事件の本訴）。

【判旨】 第 1 事件の本訴請求認容。XY1 間で、X が Y1 に対して給与債権を譲渡して金員を受領し、同社から給与債権を買い戻すために金銭を支払うという取引を行っており、この取引に関する XY1 間の契約においては、① 給与債権の売却申込書の記載例においてあらかじめ債権買戻しを検討する方にチェックが入れていること、② 実際に X が譲渡した給与債権は最終回分を除いて全て買戻しが行われていること、③ 労基法 24 条 1 項によれば、給与債権の譲渡があったとしても、使用者は労働者に対し直接給与を支払わなければならないが、この点について XY1 間で何らの取り決めもない本件では、X が債権を買い戻すことが当然の前提とされており、Y1 が確定的に給与債権を取得してこれを行わせることは想定されていなかったか、少なくとも例外的な場合であったと認定して「本件契約は、実質的には、給与債権の買取り代金名下に金銭を貸し付け、給与債権の買戻し代金下に資金の回収を図るスキームであったといえるから、本件契約における債権譲渡代金の交付は、『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法』による金銭の交付であり、貸金業法や出資法にいう『貸付け』に該当する」。また、Y1 は、「貸金業法にいう貸金業を営む者に該当する」。基本契約では、勤務先破綻による取立不能の場合は Y1 が危険を負担する旨が定められてい

るものの、「Xが債権の買戻しをすることが前提となっている以上、Y1が勤務先破綻の危険を実質的に負担していたとは評価できない。」そして、「本件契約の利率は刑罰法規が定める限度をはるかに超える年368%から1652%と非常に高利であるし、その対象も給与債権というXの生活に直結するものであり、かつ買戻しをしないとの選択の余地は乏しく、特に本件取引の後半は給与債権の買戻し日と新たな給与債権の譲渡日が同一日となっており、前の給与債権を買戻すために新たな給与債権の譲渡を余儀なくされていたことがうかがわれることからすると、Y1らの不法行為は反倫理的なものといえ、当該反倫理的行為に係る給付である前記受領額については、民法708条の趣旨に照らして、損害額から控除することはしない」として、XからY1らに対する不法行為に基づく損害について賠償請求を認め、Xが振り込んだ債権買戻代金相当額の支払いを命じた。なお、Y2も共同不法行為責任を負うものとされた。

4 検 討

給与ファクタリングは、生活の糧となる給与債権を目的にする事業者・消費者間取引であるという特徴がある。そうであっても、債権者である労働者は、自己の給与債権を自由に譲渡できるので、譲渡行為の有効性という観点からは、一般的な債権譲渡と同様に考えることができる。

しかし、有効に譲渡されたとしても、給与債権については、労基法24条1項及び前掲・最判昭43・3・12によって、譲受人は、譲渡人を通じて譲渡債権を回収せざるを得ない。そこで、その仕組み自体から、裁判例[1]から[4]は、給与ファクタリングが貸付けによる金銭の交付と返還の約束を含む契約に等しい機能を有しており、実質的に、金銭の貸付け又は消費貸借であるとしている。裁判例[1]及び[3]は、譲渡債権の回収リスクにも言及して、債務者（使用者）の債務不履行のおそれが極めて小さく、事実上、債権譲渡人への貸付リスクに等しくなっていると述べるが、このような回収リスクは、裁

判例[2]及び[4]では言及されておらず、給与ファクタリングが実質的に金銭の貸付け又は消費貸借に等しいと評価するのに必要なものにはなっていないものと考えられる。

また、裁判例[1]から[4]の述べるように、給与ファクタリングは、貸金業法 42 条 1 項に基づいて、無効と考えられるだけでなく、相手方の窮迫・軽率・無経験に乗じて、過大な利益を獲得する行為であって、暴利性があることから、裁判例[2]から[4]の述べる通り、民法 90 条に基づいても無効と考えられる。

そして、給与ファクタリングは、このように反倫理性が強いものであることから、裁判例[5]及び[6]の述べる通り、被害者からの給与ファクタリング業者に対する不当利得返還請求についても、不法行為に基づく損害賠償請求についても、損益相殺(的処理)を行わないとすることが妥当であろう。

III. 事業者向けファクタリングの 裁判例に関する検討

事業者向けファクタリングについては、以下に紹介するように、有効な売買として扱う裁判例(後述1)と、金銭貸付け及びその担保のための譲渡として扱う裁判例(後述2)とがある。

1 有効な事業者向けファクタリング(真正売買による債権譲渡)

一般的なファクタリング⁶⁾は、民法に規定された債権譲渡であり、中小企

6) ファクタリングは多義的であると指摘されており(田邊光政『ファクタリングの基礎知識』〔商事法務研究会、改訂第2版、1983年〕68頁)、債権の買取りによる資金提供を目的とする「狭義のファクタリング」と顧客の債権管理や取引先の信用調査等も含めたサービスを提供する「広義のファクタリング」とに分けるものもある(池田真朗「中小企業債権の流動化——民法的側面からの評価と課題」ジュリ 1201号〔2001

業等がその売掛債権を活用する資金調達手段として注目されてきた⁷⁾。以下に紹介するのは、ファクタリングが真正の売買か、金銭消費貸借（及びそれに伴う担保としての債権譲渡）かが争われた近時の裁判例のうち、裁判所が有効な真正の売買として認定したものである⁸⁾。

A [7] 東京地判平 28・12・19 LEX/DB 文献番号 25539846

【事実の概要】 一般貨物自動車運送事業等を業とする株式会社 X は、Y との間で、「売掛債権売買契約証書（ファクタリング契約）」と題する契約書等に基づいて契約を締結し、Y から X に対して代金額が支払われ、X から Y に対して譲渡債権額が引き渡された（問題とされた取引は二つであるが、裁判所は同様の判断を行っているので、以下では、単に「本件取引」という。）。これらの契約においては、Y が売買の目的とされる売掛債権の代理受領業務を無償で委託し、X が、売掛債権の代理受領をしたときはその金員を Y に対して支払う旨の定めがあった。また、目的債権の債務者に対する X の譲渡通知も作成されて Y に交付されていたが、これらが送付されることはなく、債権譲渡登記もなされていなかった。X は、本件取引は、金銭消費貸借であって、利息制限法が適用され、X の弁済金のうち、同法 1 条所定の制限を超えて利息として支払われた部分（以下、「制限超過部分」という。）による過払金が発生しており、又は、債権の売買であるとするれば、公序良俗若しくは譲渡禁止の特約に反して無効であるなどとして、Y に対して不当利得金の返還を求めた。

【判旨】 請求棄却。本件取引の性質について、契約書からは「売買の目

年] 40 頁)。このような区別によれば、本稿において検討の対象とするのは、前掲注 1) の通り、狭義のファクタリングである。ファクタリングについては、藤澤尚江「中小企業金融としてのファクタリング取引（上）」阪法 54 巻 1 号（2004 年）249-253 頁も参照。

7) 池田・前掲注 6) 40 頁、藤澤・前掲注 6) 248 頁。

8) データベース（LEX/DB）を利用して、検索条件として、「ファクタリング and 金利」のキーワードで検索し、その結果の中から、本稿において検討の対象とする事業者向けファクタリングに関連するものと思われる事例を取り上げた。

的とされる売掛債権の回収不能の危険を X が負担する旨の合意がされたとは認められないし、他にこれを認めるに足りる証拠もな」く、「上記各契約書を取り交わすに際し、X の与信調査をしたこともうかがわれない」ことから、本件取引は、「債権の売買たる実質を有し」ており、利息制限法は適用されない。また、「債権の売買であることに鑑みれば、……契約日から債権の支払期日までの期間が短く、債権の回収可能性が高いものであり、また、X が資金繰りに窮し、これを Y が認識していたとの事情があったとしても、直ちに、本件取引……が暴利行為として公序良俗に反するものとまではいえず、他にこれを左右する事情も認められない。」

B [8] 東京地判平 31・4・12 LEX/DB 文献番号 25559306

【事実の概要】 本件は、破産者 A（管工事業等を目的とする株式会社）の破産管財人 X が、Y（債権の買取り業及び各種債権の売買並びにその仲介等を目的とする株式会社）との間で、①「売掛債権売買基本契約書」、②「事務委任契約書」及び③「債権譲渡担保権設定契約書」と題する契約書に基づいて、代金額名目の金員と「回収金額名目の各金員の授受をするという取引を複数回行った。①契約書には、買主が当該債権の回収不能の危険を負担して当該債権を買い取ることを目的とする旨の定め及び売主は、買主が買い取った債権の全部又は一部が、債務者の債務不履行又は破産等により取立不能とされる場合においても、当該債権の支払に関し、買主に対し何らの責任を負わない旨の定めなどがある。②契約書には、買主が、売主に対し目的債権の管理事務及び回収事務を委任し、売主は、買主に対し、回収した当該債権の全額を支払う旨も定められていた。③契約書では、売主が買主に対して負担する債務の履行を確保するために、売主の有する債権を買主に譲渡する旨が定められた。X は、これらの取引は金銭消費貸借に該当し、利息制限法 1 条所定の制限利率を超えて支払われた部分（以下、「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生している旨を主張して、Y に対し、不当利得金の返還を求めた。

【判旨】 請求棄却。「上記各契約書には、Aは、Yが買い取った債権の全部又は一部が債務者の債務不履行又は破産等により取立不能とされる場合においても、当該債権の支払に関し、Yに対し何らの責任を負わない旨が明記されており、債務者の不払による回収不能の危険はYが負っていると認められるから、本件各取引は、借主が、債権の回収（弁済原資の調達）の可否にかかわらず借入額と同額について返還義務を負う金銭消費貸借とは性質が異なっており、債権譲渡であることを裏付けている」。また、「債務者に対して債権譲渡通知をせず、Xが債権回収を行っていたことについては、取引先である債務者らに債権譲渡の事実が知られることによって、Xの経済的信用が低下することを防ぐための措置と解することができ、これをもって、本件各取引が実質的には金銭消費貸借であったと認めるべき特段の事情に当たるとはいえない」。さらに「本件各取引において、XのYに対する回収金支払債務の履行を確保するために、債権譲渡担保権の設定や執行認諾文言付公正証書の作成を含む各種の措置が講じられていたこと、Yが買い取った債権の債務者はいずれも大企業であり、資金不足による不払の危険は大きくないと推測される一方、債権の二重譲渡や抗弁権の発生等、資金不足以外の理由による不払については、YからXに対して表明保証責任〔①契約書において、売主は、買取対象債権に抗弁権が発生しておらず、そのおそれもないことなどを表明保証している。〕を追及できる可能性が高いことが認められるが、これらの事情によっても、上記推認を覆し、本件各取引が、金銭消費貸借と同様に、もっぱらXの信用リスクが問題となる取引であるとまでは認められない。」（〔〕内は筆者挿入。）

C [9] 東京地判令2・9・18 金法2176号68頁

【事実の概要】 X（運送業等を営む株式会社）は、Yら（ファクタリングに関する業務等を目的とする株式会社。貸金業法に基づく登録を受けていない。）のホームページを見て、債権譲渡通知なしに行うことができるとされる二者間ファクタリング契約を締結し、これに基づいて、Yらから代金名目の金銭を受け取り、

Yらに対して、取立金名目の金銭を交付した（本件取引）。Xは、本件取引が売掛債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、売買代金名目の貸付金と取立金名目の返済金との差額で計算される実質利率が出資法の上限金利を超える等の理由から無効であるとして、Yらに対して、不当利得の返還等を求めた（本訴）。なお、問題とされた取引は二つあるものの、説明の便宜上、ここでは、一つにまとめて「本件取引」といい、裁判所の判断も二つの取引について類似点が多いので要約して紹介する。

【判旨】 本訴請求棄却。裁判所は、債権譲渡契約が担保目的であり、実質的にみて債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と認められる場合には、貸金業法及び出資法が適用され、著しい高利であれば、公序良俗に反し無効となる可能性があることを認めつつも、本件取引については、以下の①から⑤の事由からは、本件取引が「債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約ではなく、債権売買契約であった」とする。①「それぞれ独立した事業を行う会社であること」、② 債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、③ 第三債務者に着目した審査基準を基に買取価格を決定していること、又は、一応譲渡債権について調査のうえ、概ね8割程度の買取率としていたこと、④ Yが譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、Xに対する償還請求権を有するものではなく、Xとしても債権の買戻しを予定していないことが認められること、⑤ 対抗要件具備が猶予され、Xが取立金を代理受領することとされていたものの、Yらは、この猶予をいつでも撤回することができることとされていることに照らして、担保の目的でなされたものとは認められないので、出資法及び貸金業法が適用される契約であるということとはできないし、その余に公序良俗違反を認めるに足りる的確な証拠もない。なお、金融目的でなされる、債権譲渡についての対抗要件具備が猶予され原債権者が債権回収を行う二者間ファクタリングについては、債権の移転が完全ではないなどとして、債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と解すべきであるとのXの主張に対して、買戻特約付売買契約の形式を採りながら目的不動産の占有の移転を伴わない契約につ

いて、特段の事情がない限り債権担保の目的が推認されると判断した最判平18・2・7（民集60巻2号480頁）を前提にしても、債権譲渡が担保目的であるかどうかを推認させる一事情であるということではできても、直ちに担保目的であることを推認させる事情であるとまでいうことはできない。Xが譲渡債権の取立ての委任を受けていてYらはその取立金を受領できないリスクが存在するものの、このリスクは、取立てをXに委任することに伴うリスクであって、真正売買の場合でも生じ得るものであり、本件契約において、X固有の信用リスクが考慮されていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

D [10] 東京地判令 3・3・26 LEX/DB 文献番号 25589577

【事実の概要】 破産会社とYとの間における売掛金債権の債権譲渡取引について、破産会社はその売掛代金債権を売却してYから代金名目の金銭を受け取り（本件各債権譲渡契約）、破産会社に対し、上記売掛金債権の集金を委託して、その履行として破産会社からYに金銭が引き渡される（本件各業務委託契約）という取引を行っていたところ、破産管財人であるXが、Yに対し、上記債権譲渡は実質的にみると継続的な金銭消費貸借取引であり、利息制限法所定の制限利息を超過した利息を元本に充当して引直し計算をすると過払金が生じていると主張して、不当利得の返還等を求めた（第1事件の主位的請求）。

【判旨】 第1事件の主位的請求棄却。裁判所は、以下の①から④の事情を考慮し、「本件各債権譲渡契約が実質的に金銭消費貸借であるとはいえない」とした。① 回収リスクの移転について、「債務者の無資力等により対象債権が債務不履行になった場合であってもそれを理由に解除できないものであり、また、買戻しに関する規定もない」こと、「破産会社はYに対して債務者から実際に回収した額を引渡す義務を負うにとどま」ることから、譲渡人から譲受人（Y）への移転が認められること、及び、② 対象債権の特定について、「債権の一部譲渡であることをもって特定がされていないとか、債権譲渡といえないなどということは相当ではない」し、「対象債権は概算額

として譲渡されていたことがうかがわれるが……このことをもって本件各債権譲渡契約が債権譲渡ではないということとはできない」こと、③ 債権譲渡通知について、「破産会社は、本件各債権譲渡契約を締結したことを債務者に秘匿するため、対抗要件具備の代わりに本件各業務委託契約を締結した」のであり、「債権譲渡通知がされていないことをもって本件各債権譲渡契約が債権譲渡ではないということとはできない」こと、④ 対価の定めについて、「対価はいずれも債権の額面額の90%であるが、……いずれも信用に問題のない先であって……本件各債権譲渡契約において、債務者の信用状態等についての情報提供義務が定められていることからすれば、Yが債務者の信用等を見放していたとはいえない」し、また、「破産会社は、自らが支払停止等に陥っていないことを表明保証しているが、本件各債権譲渡契約が否認されることを考慮してこのような規定を設けることは不自然ではなく、このことをもって本件各債権譲渡契約時にYが債務者より破産会社の信用を重視していたということとはできない。」

E [11] 東京地判令 3・3・2 LEX/DB 文献番号 25588672

【事実の概要】 X（警備業，労働者派遣業，経営戦略及び事業戦略のコンサルティング業等を目的とする株式会社。貸金業法に基づく登録を受けていない。）は、Y（警備業法における警備業務，ビル，マンション等の管理，点検，清掃及びそれらの請負，建築物及び建築設備の法定点検及び改修工事の請負等を目的とする株式会社）から、YのA社等に対する債権の譲渡を受けた（本件債権譲渡契約）。その際、Xは、Yに上記譲受債権の集金業務及びこれに付随する一切の業務を委託した（本件業務委託契約）。しかし、Yは、その取立金を引き渡さなかった。そこで、Xは、Yに対して債務不履行に基づき、取立金残金の支払いを求めるなどした（主位的請求）。これに対して、Yは、本件債権譲渡契約は、債権譲渡（ファクタリング）ではなく、金銭消費貸借であると主張し、利息制限法・出資法・貸金業法に反し、Xの請求は公序良俗等に反し許されないと争った。

【判旨】 主位的請求認容。「本件債権譲渡契約……が貸金であることを裏

付ける事実は何ら認められない上、むしろ、本件債権譲渡契約……において、第三債務者による債務不履行又は支払遅延が発生した場合に、Yが担保責任を負うとか、買戻しを請求できるなどの条項は定められていないことなどからすれば、本件債権譲渡契約……を金銭消費貸借契約と解することはできない。」「本件業務委託契約……において、Yが、本件債権譲渡契約……の存在を第三者に秘匿したいとの希望があったことが確認されていること……からすれば、本件債権譲渡契約……に伴って当該債権の債務者に対して債権譲渡の通知がされていないとしても、それをもってこれらの各契約が債権譲渡契約と解することが不合理になるとは考え難い。以上によれば、「本件債権譲渡契約……は債権譲渡と解することが相当である」。

2 金銭の貸付けとされる事業者向けファクタリング

このように事業者向けファクタリングについては、有効な売買契約とする裁判例が目立つものの、実際には、違法な貸付けが行われていることが指摘されている⁹⁾。そして、裁判例にも、以下に紹介するように、少数ながら、事業者向けファクタリングが実質的には金銭の貸付けであるとして、高利規制の対象になることを明確にするものがある。

A [12] 大阪地判平 29・3・3 判タ 1439 号 179 頁

【事実の概要】 運送業等を目的とする X 社は、ファクタリング業等を目的とする Y 社（貸金業法に基づく登録を受けていない。）との間で、債権譲渡に関する基本契約を締結して、X の有する集合債権（本件債権）を目的として、ほぼ毎月のように、反復して売買及び買戻しすることにより、金員を授受していた（本件取引）。また、上記債権譲渡契約に基づいて、債権譲渡登記手続が經由されるとともに、X は、本件債権についての譲渡通知を作成して Y に預託していたものの、X は、代理受領権限を授与され、取引先である各債務者か

9) 前掲注 1) に掲載した URL を参照。

ら従前どおり支払いを受け、Y への支払いその他の資金繰りに当てていた。

本件取引において、債権の売買代金は定められるものの、平成 26 年 6 月までは、Y が X に実際に支払う売買代金額はその一部だけで、残額は、Y が債権全額の弁済を受けることを条件として支払われることになっており、代金全額を支払うことはほぼ想定されておらず、本件取引の途中からは、譲渡された債権のうち破産等で回収不能となったものがあれば、さらに代金全額から減額することもできるとされた。同年 7 月以降は、そもそも弁済期で特定された本件債権の一部（一定の金額分）だけが譲渡の対象とされるようになった。支払うとされた売買代金額からさらに、調査料等が差し引かれることもあった。

X が受け取る売買代金額よりも、X が Y に支払うべき買戻代金額の方が高額であり、その差額は、受け取った売買代金額を元本として利息制限法所定の制限利率により算定された利息額を上回るものであった。そこで、X が本件債権の譲渡の実質は譲渡担保であって、XY 間の取引は金銭消費貸借に基づくものであったところ、同取引によって過払金が生じているとして、Y に対して不当利得の返還を求めるのが本訴であり、Y が本件債権について X の代理受領した金額の引渡しを求めるのが反訴である。

【判 旨】 本訴請求一部認容、反訴請求棄却。「金銭消費貸借契約であれば、貸主は、利息制限法所定の制限利率の限度でしか利息を収受することができず、債権の売買契約ということでこれを上回る利益を上げることが正当化されるとすれば、買主が、売買対象の債権につきある程度回収のリスクを負うなど、相応の理由があつてしかるべきであるが、上記認定事実によれば、Y は、債権回収のリスクをほとんど負っていない。また、Y が上げた利益は、専ら X との間で繰り返して授受された金員の差額によるものであり、債権を売買の対象としたとはいえ、その代金を一部しか支払わないで済むとか、債権のうち一定の金額分のみをあえて売買の対象とするなど、債権の額面とは無関係に金員の授受がなされていた。加えて、X が買戻しを行わなかった場合には、譲渡債権の全額が回収できたときに初めて債権譲渡代金全

額の支払を受けるとか、債権の一定金額分のみの譲渡のために各債務者に債権譲渡通知が発送されてしまうといった不利益を受けるから、本件取引においてXは、買戻しを行わざるを得ない立場にあったものといえる。そうすると、本件取引では、金銭消費貸借契約の要素たる返還合意があったものと同視することができる。」また、「Yは、本件取引は、Xの信用力でなく、あくまで債権の属性に着眼して代金額を設定しているから、金銭消費貸借契約でなく、債権の売買契約としての実質を有していたと主張する。しかし、Xに当該債権の代理受領権限があった本件取引においては、……取引の実態も踏まえると、債権の回収リスクは、Xの信用リスクと同じことである」。そこで、「本件取引は、金銭消費貸借契約に準じるものというべきであるから、利息制限法1条の類推適用を受ける」。そして、「本件債権の譲渡は、本件取引におけるXの債務を担保するものと解されるところ、本件取引が終了し、Xには残債務がないので、もはや効力を有しない」。

なお、本判決においては、本件取引全部が公序良俗に反するとのXの主張に対して、裁判所は、「Y代表者が、X代表者の軽率さや取引についての経験の無さに乗じたとも認められないし、利息が著しく高利であったとも認められないから、利息制限法1条所定の制限利率の範囲内の部分を含め、本件取引全部が暴利行為であったとまではいえず、無効とも解されない」として、これを否定している。

B [13] 東京地判令 2・7・16 LEX/DB 文献番号 25585722

【事実の概要】 Y1（通信機器及びその関連商品の卸、代理販売並びに修理等の事業を営む株式会社）は、X（債権の買取業務〔ファクタリング〕等の事業を営む株式会社）との間で、売掛債権譲渡契約書及び特約書を取り交わしたうえで、売買代金及びその回収金として金銭の授受を繰り返していた。Xは、平成30年5月25日に、本件債権1（額面約2800万円、弁済期日同年7月31日）に関する本件契約1を締結し、同年5月28日に、Xは、買取代金として2240万円をY1に交付した。また、XとY1は、同年6月22日、本件債権2（額面約2628万円、弁済

期日同年8月31日)に関する本件契約2を締結し、Xは、同年6月26日、買取代金として2100万円をY1に交付した。本件債権1については、その債務者がY1の債務を第三者弁済することによってその一部を代物弁済し、その残額(約442万円)をY1に支払って消滅した。Y1は、この受領した金銭全額をXに支払った。その後、XとY1は、本件債権1及び2の未回収問題に関する協議を行い、本件契約1及び2を解除して、Y1がXに対して、解決金として5200万円の支払義務があることを認める旨の記述を含む債務確認書(以下、「本件債務確認書」という。)を作成した。Xは、Y1に対して、上記和解契約が成立したとして、約定の解決金の支払いを求めた。(なお、Y1の負う債務について、Y2が連帯保証人となっている。)

【判旨】 請求棄却。「Xが和解契約であると主張する本件債務確認書の内容は、本件契約1及び2の法的性質如何にかかわらず、和解契約の成立のために必要な互譲の要件を欠いており、また、本件契約1及び2は実質的に金銭消費貸借契約に準じる取引と認められるところ、これに従えば解決金支払債務の内容自体が公序良俗違反となって合意全体が無効となる」。特に、本件契約1及び2の性質決定に関する判断を紹介するとつぎの通りである。「ファクタリングの形態は一様ではないが、第三債務者が破綻して債務不履行に陥った場合に、ファクタリング業者が債権譲渡人に対して譲渡債権の買戻請求権や償還請求権等を行使する余地がないことは、ファクタリング業者が第三債務者の破綻リスクを完全に負担していることを意味し、これは債権の確定的な売買であることを示す重要な要素になるものと解される。この場合のファクタリング業者が設定した債権買取金額と買取債権の額面金額との差額は、主としてファクタリング業者が第三債務者の破綻に伴う回収不能リスクを引き受ける対価として受領する手数料の性格を帯びることとなり、その金額の大小は、第三債務者の破綻リスクの程度等を考慮して決定されるのが通常である。」これに対して、「第三債務者が破綻して債務不履行に陥った場合に、ファクタリング業者が債権譲渡人に対して買戻請求権や償還請求権等を行使でき、債権譲渡人から債権買取金額の返還を受けるための手段が設

けられていることは、ファクタリング業者が第三債務者の破綻リスクを完全には負担せず、最終的には債権譲渡人からの回収を通じた自己の被る損失の最小化を企図していることを意味する。このことは、ファクタリング業者が最終的に負担しているのが第三債務者の破綻リスクではなく、債権譲渡人の破綻リスクの方であることに結び付くものであり、実質的には債権譲渡人に対する信用供与の色彩が濃く、金銭消費貸借取引（手形割引）との類似性を示す重要な要素になるものと解される。この場合のファクタリング業者が設定した債権買取金額と買取債権の額面金額との差額は、主としてファクタリング業者が最終的に与信先である債権譲渡人の破綻リスクを引き受ける対価として受領する金銭、すなわち利息の性格を帯びることとなり、その金額の大小は、必然的に債権譲渡人の破綻リスクの程度等を考慮して決定される構図になると考えられる。」「ファクタリング業者が最終的に負担しているのが第三債務者ではなく債権譲渡人の破綻リスクであるという取引の実態が存在する場合には、形式的には債権の売買契約であっても、実質的には金銭消費貸借契約に準じる取引と認定すべきであり、利息制限法等による金利等の規制に服する。」「本件契約1及び2は、……第三債務者の支払能力の欠如に起因して弁済期日までに債権の回収ができなかった場合、すなわち単なる第三債務者の債務不履行が発生した場合においても、Y1に対し、少なくとも債権買取代金の返還（解除に伴う原状回復請求、償還特約に基づく償還請求）を求めることができる内容になっている。このことは、Xが債権買取代金の名目でY1に交付した金銭について、（Y1による回収代行を通じた）譲渡債権の円滑な回収に支障が生じた場合には、理由の如何を問わず、これをY1に直ちに返還させることができ、最終的にはY1のXに対する受領額の返還義務の発生が避けられない仕組みであることを意味している。また、……譲渡債権の回収は、債権譲渡人であるY1がこれを代行して、回収金をXに支払うものとされており、このことは、債権譲渡の外形を採りつつも、実質的には譲渡債権に関する金銭の支払（回収に成功した場合には回収金の支払、回収に失敗した場合には債権買取代金の返還）を全てY1から受ける処理を

念頭に置いたものとなっており、Xが譲渡債権に関する支払を受けることができるか否かは、最終的にはY1の支払能力に左右される関係にあることを示している」として、「本件契約1及び2において最終的にXが負担しているのは、第三債務者の無資力のリスクではなく、債権譲渡人たるY1の無資力のリスクにはかならず、これはまさしく譲渡債権を担保とした金銭消費貸借取引と類似する性格を帯びたものというべきである」。さらに、債権譲渡人たるY1がXに対して負う単なる第三債務者の履行遅滞の場合も含めた譲渡債権の未回収を理由とする償還義務についてY2が連帯保証人となっていることは、「Xが最終的に負担することとなるY1の無資力のリスクを低減する機能を有するから、このことも二者間での金銭の交付とその確実な返還が行われることを前提とした金銭消費貸借取引に親和的な要素であると評価できる」。「次に、手数料の数値の観点から検討すると、……本件契約1及び2における受払差額〔債権買取金額と買取債権の額面金額との差額〕を実質的な利息と仮定して金利を算出した場合、いずれも年約137%ないし140%の利率に達しており、違反者に刑事罰が科される出資法5条1項及び貸金業を営む者による金銭消費貸借契約が無効となる貸金業法42条1項所定の規制利率である年109.5%を明らかに超過している。上記のとおり、本件契約1及び2では、Xが最終的には第三債務者の無資力のリスクを負担しなくても済む仕組みとなっており、実質的にはY1に対する信用供与の色彩が濃い取引というべきところ、こうした取引の実質に鑑みると、本件契約1及び2で設定された手数料は、Y1が譲渡債権の弁済期日よりも2か月余り前の段階で換金できるメリットがあり、早期現金化の便宜を受けるための割引料に相当する要素を考慮に入れる必要があるとしても、年利換算で140%前後にも達する著しく高額の手数料を設定すべき合理的な理由は見出し難い。」〔 〕内は筆者挿入。「このような本件契約1及び2における手数料の実質は、まさしく債権買取代金の交付先であるY1の無資力のリスクを最終的にXが負担する構図になる点に着目した貸付利息にはかならない」。「本件契約1及び2は、形式的には債権譲渡契約であるが、実質的には金銭消費貸借契約に準じる取引

と評価すべきものであって、これらの取引には利息制限法、出資法及び貸金業法の規定が類推適用される」。そして、本件契約1及び2は、Xが業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によって金銭を交付する契約を含む。）であって、年109.5パーセントを超える利息の契約をしたものに該当するから、貸金業法42条1項の類推適用により、契約自体無効とすべきものである。

3 検 討

事業者向けファクタリングのうち、ここまで検討した裁判例では、いずれも二者型（又は二者間ファクタリング）と呼ばれるもの（サイレント方式¹⁰⁾が問題となっている。これは、給与ファクタリングとその仕組みを同じくする¹¹⁾。しかし、給与ファクタリングが違法かつ無効であることが明らかにされているのに対して、裁判例を確認する限りにおいては、事業者向けファクタリングが金銭の貸付けと評価されるのは例外的であるといえよう。利息制限法を類推適用した裁判例[12]の考え方を一般化するというのは難しいようであるとも指摘されている¹²⁾。このような傾向は、給与ファクタリングとは異なって、事業者向けファクタリングが事業者間取引であることが影響しているものと考えられる。

10) 佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」金法2146号（2020年）37頁。

11) 小林孝志「給与ファクタリング消滅後の状況」現代消費者法49号（2020年）124–125頁によると、給与ファクタリングは、事業者向けファクタリングを真似たものとされている。他方で、裁判例[9]を紹介する金法2176号68頁では、給与ファクタリングと「ファクターによる対抗要件具備と取立が猶予されているにすぎない事業者用の二者間ファクタリングとは問題状況が異なるものといえる」ともされている。債権譲渡人と譲受人の間の金銭の動きだけをみれば、両者の仕組みは、類似しているものといつてよいように思われる。

12) 小林孝志「給与ファクタリングについて」季刊労働者の権利338号（2020年）79頁、同「Q&A 消費者被害救済の法律と実務(47) 給与ファクタリング消滅後の状況」現代消費者法49号（2020年）125頁。

確かに、合法的なファクタリング取引は、資金調達手段として重要である¹³⁾。しかし、近時の議論の状況は、以下に紹介するように、違法な貸付けの隠匿としてなされる事業者向けファクタリングを規制する必要があることを示している。

たとえば、事業者向けファクタリングについて利息制限法1条を類推適用した裁判例[12]の評釈には、同判決が債権売買と再売買という本件取引を金銭消費貸借と債権譲渡担保の組合せとして性格付けていることは、従来の譲渡担保契約の認定に関する議論を、占有が問題にならない債権の譲渡担保について拡充するものとして、正当であると評価するものがある¹⁴⁾。また、同評釈は、同判決が「金銭消費貸借契約に準じるもの」とする点について、「端的に消費貸借契約と認定するか、脱法行為として利息制限法を適用するという構成もありえた」と指摘し¹⁵⁾、さらに、契約全体を公序良俗に反して無効であるとみてよいのではないかと述べる¹⁶⁾。

より近時には、事業者向けファクタリングについて、本稿のはじめに紹介したように、金融庁が注意を呼び掛けており、契約書に「債権譲渡契約（売買契約）」であることが定められていなかったり、ファクタリング業者から受け取る代金名目の金銭が債権額に比べて著しく低額であったりする場合には、「ファクタリングを装って、業として、貸付け（債権担保貸付け）を行っている」と評価される可能性があり、たとえファクタリングであっても、譲渡人による債権買戻しが予定されていたり、譲渡人の計算においてファクタリング業者に支払いをしなければならないこととされていたりする

13) たとえば、近年のファクタリングによる資金調達の実務について、武田修一「ポストコロナの中小支援に生かすオンライン型ファクタリング——業界団体『OFA』運営で、健全な市場形成を促進」金融財政事情72巻43号（2021年）32-35頁、家田明「コロナ禍で認知が広がるファクタリングの展望と課題——『偽装ファクタリング』を排除すべく、業界団体から情報発信」金財72巻6号（2021年）40-42頁などがある。

14) 松岡久和「判批」『民事判例15（2017年前期）』（日本評論社、2017年）96頁。

15) 同上。

16) 松岡・前掲注14)97頁。

場合には、「経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなもの」として、貸金業に該当するおそれがあるとする¹⁷⁾。

また、日弁連も、「事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う業者の取締りの強化を求める会長声明」として、「ファクタリングと称し、売掛債権を買い取るという形式を採っていたとしても、債権の買取代金が債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料を差し引いたりする一方で、買い取った当該債権の管理・回収を自ら行わず、その売主に当該債権を回収させ、これをファクタリング業者に支払わせるものは、経済的に貸付けと同様の機能を有していると考えられるから、貸金業法第2条第1項や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第7条の『手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受』、すなわち『金銭の貸付け』に当たる」として、貸金業法及び出資法の適用があるものとの見解を公表している¹⁸⁾。

裁判例[9]及び[11]は、問題とされた事業者向けファクタリングが売買に基づく債権譲渡であるとして、貸金業法を適用しないという判断をした。しかし、貸金業法の趣旨に鑑みて、法的性質のいかんにかかわらず、経済的に貸付けと同様の機能を有する取引と評価されるものについては、同法にいう金銭の貸付けに当たる。そこで、このように評価される債権売買において、債権買取金額と買取債権の額面金額との差額から計算される利率が年109.5パーセントを超える場合には、当該契約は、全部無効になるものと考えられる（同法42条1項）。

給与ファクタリングでは、前述Ⅱにおいて検討したように、裁判例では、ファクタリング業者から譲渡人への金銭の交付とファクタリング業者による譲渡人からの資金の回収を含めた仕組みそのものが貸付けによる金銭の交付

17) 前掲注1)を参照。

18) 「事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う業者の取締りの強化を求める会長声明」2020年6月17日付 <<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200617.html>> [2022年1月13日確認]。

と返還の約束を含む契約に等しい機能を有すると考えられている。そこで、事業者向けファクタリングについても、客観的な仕組み・機能から、貸金業法を適用することが考えられる。すなわち、譲渡人の資金需要に応じてファクタリングが行われる場合に、譲受人が債務者対抗要件を留保して（事業者向け二者型又は二者間ファクタリング）、譲渡債権の管理・回収を譲渡人に委託するなどして譲渡人が譲受人に対して債務者から回収した金額を支払う債務を負担することが予定されている取引においては、譲渡人が負っている回収金額の支払債務は、譲渡人が譲受人から交付された金額の返還を約束することによって負担する債務と実質的に同等であると考えることができる。上記のような近時の議論状況に鑑みて、金融市場・ファクタリング市場の健全な秩序維持・発展という観点からは、このような場合には、その法的性質にかかわらず、貸金業法2条1項及び同法42条1項にいう「金銭の貸付け」及び「金銭を目的とする消費貸借の契約」（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付を含む。）に当たるものとして、同法による規制の対象とすべきものと考えられる¹⁹⁾。

さらに、このような利率に至らない場合であっても、事業者向けファクタリングが金銭消費貸借であると性質決定されるときには、利息制限法が適用される²⁰⁾。そこで、以下では、前述1及び2において紹介した裁判例を参考

19) このように考えると、ファクタリング業者についても、ファクタリング業に関する特別の法規制がない現状では、貸金業法2条1項において除外されたものにも当たらないことから、ファクタリング契約の内容によっては、貸金業者として、貸金業法上の登録が必要になろう。裁判例[12]を実務的観点から紹介する水野信次「判批（大阪地判平29・3・3）」銀法826号（2018年）67頁は、同判決が貸金業該当性に言及していることについて、定着している実務に悪影響を及ぼしかねないと指摘する。そこで、ファクタリングを安定的なものとするためには、立法論としては、売買による債権譲渡（ファクタリング）を金銭の貸付けと評価されることのないようにセーフハーバーを設けることが必要になるように思われる。

20) 平野裕之「契約の『実質』と契約解釈、隠匿行為、脱法行為等——実質『金融』、実質『委任』？」民研669号（2013年）25頁は、金銭消費貸借の押付型隠匿行為として、チケット金融・金貨金融に関する裁判例を検討し、問題となる売買が実質的には金銭の貸付けである場合には、虚偽表示であり隠匿行為として金銭消費貸借であるこ

にして、事業者向けファクタリングが金銭消費貸借と性質決定される基準を検討する。

IV. ファクタリングの法的性質

前述 III の 1 及び 2 に紹介した裁判例を分析すると、事業者向けファクタリングが売買か金銭消費貸借（及び債権譲渡担保）かということを判断するのに、裁判所は、以下の事由を考慮しているものと考えられる。

原則として、事業者向けファクタリングは、裁判例[9]の述べるように、独立した事業者間取引であることから、表示から推認される当事者の意思を尊重して、売買による債権譲渡であると評価される。しかし、裁判例[13]の述べるように、ファクタリング業者が最終的に負担しているのが、譲渡債権の債務者ではなく譲渡人（譲渡債権の債権者）の破綻リスクであるという取引の実態が存在すれば、その実質は、金銭消費貸借及び債権譲渡担保であると考えられる。そこで、以下の①から③の事情が認められる場合には、このような評価に傾くことになる。

① 譲渡債権の債務者からの回収リスクを債権譲受人が引き受けていないこと。

裁判例[7]から[10]及び[12]において、譲渡債権の債務者からの回収リスクを債権譲渡人が負っていると評価し得る事情があるかどうかを検討されている。たとえば、裁判例[9][10][13]を参考にすると、譲渡人への償還請求権や、譲渡人による買戻しが予定されていることである（裁判例[11]も、回収リスクには言及していないが、買戻請求権の存在を検討する。）²¹⁾。裁判例[12]は、譲

とを認定し、それにつき利息の合意を含めて金銭消費貸借を公序良俗として無効とすべき、又は、利息制限法を適用すべきことを主張して、事案に応じた高利規制の可能性を示唆する。

21) 求償権付ファクタリング・ウィズリコース（with recourse）型については、従来から、譲受人による譲渡債権の回収リスクの引受けがないとして、金銭消費貸借及びそ

渡人が不利益を回避するためには買戻しを行わざるを得なかったことから、金銭消費貸借契約の要素たる返還合意があったものと同視することができるとしている。

② 対価の定めが譲渡債権の債務者からの回収リスクを考慮したものとはいえないこと²²⁾。

裁判例[13]の述べるように、ファクタリングの代金は譲渡債権の債務者の破綻リスクの程度等を考慮して決定されるはずであり、対価の定めがこのリスクとは不均衡であれば、ファクタリング業者が譲渡債権の債務者からの回収リスクを考慮してファクタリング取引をしているわけではないと評価される。裁判例[12]を参考にすれば、債権額と無関係の金銭の授受があることもこれに当たる。ただし、裁判例[10]は、譲渡債権の債務者の企業規模の大小や信用にかかわらず、債権譲渡代金額が一律額面額の90パーセントに定められている場合にも、その他の事情（債務者はいずれも信用に問題がなく、債務者の信用状態等についての情報提供義務が定められていること）から、債務者の信用等を見捨てたとはいえないとしている。また、裁判例[10]は、債権の一部譲渡であることをもって譲渡債権の特定性に欠けることはなく債権譲渡でないとはいえないとする。

③ もっぱら譲渡人の信用においてなされた取引と評価し得る事情があること。

裁判例[7]を参考にすると、譲渡人の信用調査がなされたとかいう事情がこれに当たる。

また、裁判例[8]によれば、譲渡人が譲受人から委託を受けて債権回収を

のための担保としての債権譲渡であると性質決定すべきことが主張されている（田邊・前掲注6）132頁）。

22) 村山由香里「『貸金業』の該当性に関する一考察」金法62巻7号（2014年）72頁は、ファクタリングは、金銭の貸付けと認められる特段の事由のない限りは、「貸付け」に該当しないものと指摘したうえで、債権の譲渡価格が、債務者の信用リスクではなく、債権譲渡人の信用リスクを考慮して決定されているなどは、債権譲渡（売買）であることを否定する方向の事実等となり得ることを指摘する。

行っていたというだけでは、譲渡人固有の信用リスクが考慮されていたとはいえない。しかし、裁判例[13]を参考にすると、譲渡人が回収の委託を受けていることに加えて、このような譲渡人による回収に支障が生じた場合には、理由の如何を問わず、債権買取代金を返還させることができる仕組みになっているときには、回収に成功すれば回収金の支払いを、回収に失敗すれば債権買取代金の返還を譲渡人から受けることになるから、最終的には譲渡人の支払能力に左右されると評価される。また、同裁判例は、譲渡債権の未回収を理由とする譲渡人の償還義務について連帯保証人が付されていることは、譲渡人の無資力リスクを低減する機能を有すると指摘する。裁判例[9]及び[10]を参考にすると、回収を委託された譲渡人の譲受人に負う債務を担保するための措置が講じられていたり、譲渡人による表明保証があったりするだけでは、もっぱら譲渡人の信用リスクが問題となる取引とは認められない。

譲渡人が回収の委託を受ける前提として、譲渡通知が猶予されていることがあるが、このことは、裁判例[9]によると、担保目的であることを推認させる一事情となり得る。ただし、裁判例[8]及び[10]の述べるように、譲渡通知の猶予が譲渡人の信用低下を防ぐ目的であるとか、裁判例[9]の述べるように譲受人が猶予をいつでも撤回できるとかいう場合には、これに当たらないものと評価される。譲受人の権利行使が制限される事情があるかどうかの問題とされているものといえよう。

資産譲渡が売買か担保かという問題は、倒産の側面において議論の蓄積がある（真正売買論²³⁾）。それによると、売買か担保かは、① 対価の均衡、② 買

23) 多くの文献があるが、伊藤眞「証券化と倒産法理（上）——破産隔離と倒産法再構成の意義と限界——」金法1657号（2002年）6-12頁、浜田道代「証券化の進展に伴う諸問題（倒産隔離の明確化等）」『近年の証券規制を巡る諸問題』（証券取引法研究会、2004年）35-46頁、勝田信篤『債権流動化の現状と展望——倒産法改正の与えた影響』（日本評論社、2005年）182-205頁及びそこに挙げられた文献を参照。真正売買（true sale）論については、角紀代恵「証券化における債権の売買と担保のための移転（1）（2）（3）（4・完）」NBL659号（1999年）8-12頁、660号（1999年）27-33

戻義務、③ 買戻権、④ 回収金引渡義務などの諸要素が考慮され、近年の研究は、担保目的の債権譲渡とそれ以外の債権譲渡とを区別する基準としても、この基準が参考になると指摘する²⁴⁾。本章の冒頭において考察したように、事業者向けファクタリングに関する裁判例において検討される事由も、ここに挙げられたものと共通するものがある。そこで、上記に検討した基準は、一般に、ファクタリングが真正の売買か、又は担保かということを検討するのに役立つものといえよう。

そこで、上記基準に従って、給与ファクタリングの法的性質も明らかにすることができよう。もっとも、前述Ⅱの4において検討したように、給与ファクタリングについては、貸金業法42条1項及び民法90条に基づいて契約が全部無効と考えられるので、利息制限法1条による契約の一部無効を検討する必要もない。そうであっても、法的性質という観点からは、別稿において検討したように²⁵⁾、給与ファクタリングについても、実質的には、譲渡

頁、661号(1999年)20-26頁、662号(1999年)37-45頁及び青木則幸「事業性ある資産の証券化における『真正売買』の意義——アメリカにおける『フューチャー・キャッシュフローの証券化』が提起した問題を中心に」比較法学37巻2号(2004年)119-157頁が詳しい。担保手段であるとの認定に、被担保債権の存在を重視する見解もあるが(後藤出「事業再生研究機構・証券化問題委員会報告・資産流動化取引における『真正売買』(下)」NBL740号(2002年)78頁、鳥谷部茂『非典型担保の法理』〔信山社、2009年〕184頁)、本稿において検討する売買の形式をとる金銭の貸付けのケースでは、被担保債権の存在を確認することが困難なものが多く、それ以外の要素の検討が必要になっている。

24) 白石大「債権担保法制の立法に向けた検討課題」田高寛貴編著『担保法の現代的課題——新たな担保法制の構想に向けて』(商事法務、2021年)29-33頁。

25) 深川・前掲注5)25頁において検討したように、給与ファクタリングについても、① 給与債権が債権額から4割程度割り引いた代金額で売買されているが、譲渡から回収までの期間は非常に短期であり、後述④のように回収リスクが極めて低いものであることも考慮して、不均衡な又は譲渡債権額とは無関係の価格設定といえること、② 譲渡債権の債務者ではなく、譲渡人である労働者から回収することが予定されていること、③ 譲渡通知が留保されており、事実上、譲渡人が買戻しを行わざるを得ないこと、④ 譲渡された給与債権は債務者である使用者からの回収リスクのきわめて低いものであり、給与ファクタリング業者が債権回収のリスクをほとんど負っていないと評価できるか、又は、前述②のように譲渡人から回収することが予定されてい

人の信用において行われているものと評価できることから、上記の基準に照らして、当該契約を金銭消費貸借及び譲渡担保であると評価することができるものと考えられる。

V. おわりに

本稿では、給与ファクタリング及び事業者向けファクタリングを中心として、売買に基づく債権譲渡（ファクタリング）形式をとる契約であっても、実質的には金銭の貸付け又は消費貸借として契約全体が無効になる場合、及び、法的性質として金銭消費貸借及び担保のための債権譲渡であって利息契約のうちの一部が無効になる場合があり得ることを検討した。

本稿の検討に基づけば、給与ファクタリングについても、事業者向けファクタリングについても、ファクタリングの形式をとっているにせよ、客観的にみて、譲渡債権の債務者ではなく、債権譲渡人から資金を回収することを予定する仕組みになっているものについては、貸金業法2条1項にいう「金銭の貸付け……（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付……を含む。……）」及び同法42条1項に規定される「金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によって金銭を交付する契約を含む。）」に該当するものとして、ファクタリング業者が設定した債権買取金額と買取債権の額面金額との差額から計算される利率が年109.5パーセントを超える場合には、当該契約は無効と考えられる。

また、当該事案の諸事情を総合的に考慮して、譲渡人への償還請求権が付されているとか、譲渡人による買戻しが予定されているとか、対価の定めが債務者からの回収リスクとは無関係であるとかいうように、譲受人が負って

ることから、実質的には譲渡人の信用において行われているものと考えられる。

いるのが譲渡債権の債務者ではなく債権譲渡人（譲渡債権の債権者）の倒産リスクであると認められる事情が存する場合には、ファクタリングの形式をとっていても、担保目的であることが推認され、ファクタリング業者が設定した債権買取金額と買取債権の額面金額との差額から計算される利息が年109.5パーセントを超える利率である場合には貸金業法42条1項に基づいて当該契約は無効と考えられるだけでなく、利息制限法1条の利率によって計算される利息を超える場合にはその超過分について契約が一部無効になるものと考えられる。

【付 記】本研究はJSPS 科研費JP19K01402及び2022年度南山大学バツヘ研究奨励金I-A-2の成果の一部である。